

平成 27 年 5 月 15 日

株主の皆様へ【ホームページ掲載用】

日新製鋼株式会社

第 3 期期末配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、平成 27 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、第 3 期期末配当を実施することを決議し、平成 27 年 6 月 3 日より 1 株当たり 40 円の配当金のお支払いを開始いたします。

今回の配当金は「資本剰余金」を原資としておりますので、「資本の払戻し」に該当いたします。そのため、「利益剰余金」を原資とする従来の配当とは税務上の取扱いが異なりますので、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

今回の配当金は、所得区分が「配当所得（みなし配当）」部分と「みなし配当以外」部分とに分かれ、「みなし配当」部分は、税務上の配当所得として源泉徴収の対象となります。一方、「みなし配当以外」部分については、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告をされる場合はご注意くださいようお願いいたします。

なお、租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書（第 3 期期末配当金計算書・・・記載例は下記をご参照ください）」につきましては、6 月上旬にお送りする予定です。確定申告をされる場合は、当該支払通知書を添付資料としてご利用ください。

記載例

日新製鋼株式会社		第 3 期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 期末配当金計算書				税引配当金額	
ご所有株式数	1株当りの配当金	A 配当金額	所得税率 %	所得税額	円	37,173 円	
1,000 株	40 円	40,000 円	15.315 %	2,131	円		
(内訳) 1株当りの資本金額等	26円 08銭	みなし配当金額	住民税率 %	住民税額	円		
1株当りのみなし配当金額	13円 92銭	13,920 円	5.000 %	696	円		

「みなし配当以外」部分の算出方法
「みなし配当以外」部分＝「配当金額(A)」－「みなし配当額(B)」
→本説明文書 1-(2)の「①収入金額とみなされる金額」に該当します。

第 3 期期末配当金は上記のとおりでありますのでご通知申し上げます。

本票は、租税特別措置法の規定に基づき作成する「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、本票をその添付書類としてご使用いただけます。
平成27年6月2日

株主のみなさまが保有しておられる当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、今後のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主様個々のご事情によって異なりますので、「1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧のうえ、大変お手数ですが、お取引の口座管理機関（証券会社等）または最寄りの税務署もしくは税理士等にご相談いただきますようお願いいたします。

敬具

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・今回の当社配当金は、「資本剰余金」を原資としているため、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。この配当金の所得区分は、税法の規定により、「みなし配当」と「みなし配当以外」で構成されます。
- ・「みなし配当」部分は、税法上の規定により配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収をさせていただきます。
- ・「みなし配当以外」部分は、配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象とはなりません。また、配当控除の対象にもなりませんので、確定申告をされる場合はご注意ください。
- ・「みなし配当以外」部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生する場合がありますので、ご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

- ・税法の規定により、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。
- ・「みなし譲渡損益」の算出方法は以下のとおりです。

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額 (1株当たり13.9206019153円)※
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 (0.022)
③みなし譲渡損益 (①-②)	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

注※) 1株当たり配当金40円のうち、13.9206019153円が「みなし配当」に該当する部分です。お持ちの株数に1株当たり13.9206019153円を乗じて算定される額の1円未満を切り捨てた額が「みなし配当金額」となり、源泉徴収の対象となります。
株主の皆様の「みなし配当金額」と源泉徴収額については、6月上旬にお送りする「第3期期末配当金額収証」または「第3期期末配当金計算書」により、ご高覧いただけます。

【例】 当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合

- ①収入金額とみなされる金額=(40円[1株当たり配当額]×100株) - (13.9206019153円[1株当たりみなし配当額]×100株) = 4,000円 - 1,392円(1円未満切り捨て) = 2,608円
- ②取得価額 = (1,000円×100株) × 0.022[純資産減少割合] = 2,200円
- ③みなし譲渡損益 = 2,608円 - 2,200円 = 408円 (マイナスの場合はみなし譲渡損)

- ・具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりです。

1株当たりの 新しい取得価額	=	1株当たりの 従前の取得価額	-	<table border="1"> <tr> <td>1株当たりの 従前の取得価額</td> <td>×</td> <td>純資産減少割合 (0.022)</td> </tr> </table>	1株当たりの 従前の取得価額	×	純資産減少割合 (0.022)
1株当たりの 従前の取得価額	×	純資産減少割合 (0.022)					

【例】 当社の株式を1株当たり1,000円で100株購入していた場合

- 1株当たりの新しい取得価額 = 1,000円 - (1,000円 × 0.022) = 978円
- 新しい取得価額 = 978円 × 100株 = 97,800円

- ・証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の調整方法等につきましては、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。
- ・「特定口座」をご利用でない場合は、上記の計算式により取得価額を調整していただく必要がございます。

(4)個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.022 (小数点第3位未満切り上げ)

(5)法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成27年6月3日
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	13,920,601,9153円 (小数点第10位未満切り捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合）	0.022 (小数点第3位未満切り上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	4,391,445,480円

2. その他の参考情報

(1)「みなし配当金額」について

- ・1株当たり配当金40円のうち、13,920,601,9153円が「みなし配当」に該当する部分です。株主の皆様がお持ちの株数に1株当たり13,920,601,9153円を乗じて算定される額の1円未満を切り捨てた額が「みなし配当金額」となり、源泉徴収されています。
- ・株主の皆様の「みなし配当金額」と源泉徴収額については、6月上旬にお送りする「第3期期末配当金額収証」または「第3期期末配当金計算書」により、ご高覧いただけます。

(2)「みなし譲渡損益」について

- ・1-(2)の算式により、「みなし譲渡損益」を算出いたします。
- ・「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡損益」への課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もごございますので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
 - ①特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社にお問合せください。
 - ②特定口座の①以外の口座の株主様および一般口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため確定申告が必要となります。

(3)「取得価額の調整」について

- ・1-(3)の算式により、「取得価額の調整」が必要となります。
- ・お取引の証券会社等が取得価額の調整を行います。証券会社等によって取扱いが異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社までご確認をお願いいたします。

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますことからすべてを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては、「3. 本件に関するご照会先」までご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主の皆様が今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださいますようお願いいたします。

このお知らせは、当社ホームページ上 (<http://www.nisshin-steel.co.jp/>) にも掲載いたします。

3. 本件に関するご照会先

(1) 「本説明書」についての一般的なご照会

○三菱 UFJ 信託銀行株式会社

証券代行部：0120-232-711（フリーダイヤル） 受付時間：平日 9:00～17:00

○日新製鋼株式会社

総務部：03-3216-5565

受付時間：平日 9:00～17:00

(2) 「取得価額の調整」に関する具体的なお照会

- ・お取引の証券会社または最寄りの税務署にご相談ください。

(3) 税務申告等に関するご照会、ご相談

- ・最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

4. 今回の当社配当金に関するQ & A

Q 1 今回なぜ「利益剰余金」ではなく、「資本剰余金」から配当したのか？

A 1 当社は、平成 26 年 4 月 1 日に、当社を存続会社、日新製鋼(株)（旧日新）および日本金属工業(株)を消滅会社とする吸収合併を行い、商号を日新製鋼ホールディングス(株)から日新製鋼(株)（“新”日新）に変更いたしました。当社の財務諸表は、消滅した事業子会社 2 社のものを引き継いでいますが、会計上、従来配当金の原資としていた、消滅した 2 社の「利益剰余金」は、存続会社である当社においては（「利益剰余金」ではなく）「資本剰余金」に組み入れられております。従いまして、合併初年度においては、「利益剰余金」を配当原資とすることができなかったことから、「資本剰余金」からの配当とさせていただきます。

Q 2 「みなし配当」とは？

A 2 今回の当社配当金は「資本剰余金」を原資としており、資本の払戻しに該当することから配当所得ではありませんが、税法の規定により、一部配当所得とみなされる部分があり、この部分を「みなし配当」と呼んでおります。「みなし配当」は通常の配当所得と同様に源泉徴収されます。今回の 1 株当たり配当 40 円のうち、「みなし配当」金額は 13.9206019153 円です。

Q 3 「みなし譲渡」とは？

A 3 「資本剰余金」からの配当は「資本の払戻し」に該当しますので、税務上は株主の皆様当社株式の一部を譲渡したものとみなされ、これを「みなし譲渡」といいます。今回の 1 株当たりの「みなし譲渡」金額（すなわち「みなし配当以外」部分）は下記のとおりです。

1 株当たりみなし譲渡金額=配当金 40 円-みなし配当金 13.9206019153 円=26.0793980847 円

Q 4 通常の利益剰余金からの配当と取扱いが異なる点は？

A 4 「みなし配当」部分については利益剰余金からの配当と同様に源泉徴収されており、確定申告時に配当控除の対象となりますが、「みなし配当以外」部分（すなわち「みなし譲渡」）については、配当所得ではないため、源泉徴収されず、配当控除の対象にもなりません。

「みなし譲渡」については、譲渡所得を確定申告する必要があるほか、株式の取得価額の調整（減額）が必要となります。「みなし譲渡損益」の計算や、株式取得価額の調整（減額）、確定申告の要否等につきましては、個々の株主の皆様のご事情により異なりますので、お手数ですが、お取引の証券会社、最寄りの税務署、税理士等にご相談ください。

Q 5 必ず確定申告をしなければならないのか？

A 5 確定申告の要否や方法等は個々の株主様のご事情により異なりますので、詳細につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

Q 6 「みなし譲渡損益」や取得価額の調整などを日新製鋼で計算してくれるのか？

A 6 誠に申し訳ございませんが、正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、個々の株主の皆様のご事情によって計算が異なる場合がございますので、お手数でございますが、お取引の証券会社、最寄りの税務署、税理士など、専門家へのご相談をお願い申し上げます。

以上